

鳥取県消防協会退職給付引当積立金設置規程

平成24年3月21日制定

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人鳥取県消防協会事務局に関する規程第10条に基づき、職員に対する退職手当の支給資金に充てるため、退職手当積立金（以下「積立金」という。）を設置することを目的とする。

(積立の方法)

第2条 積立金は、毎年度末に期末退職給与の要支給額を一般会計からの振り替え金により積み立てるものとする。

(管 理)

第3条 積立金は、特定資産として金融機関への預金その他確実かつ有効な方法によりこれを管理する。

(運用益)

第4条 積立金の運用から生ずる収益は、公益目的事業に使用するものとする。

(積立金の取り崩し)

第5条 積立金は、職員の退職手当の支給に充てる場合に限り、その全部あるいは一部を取り崩すことができる。

(改 廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成24年3月21日から施行する。